

県民環境林だより

～分収造林契約を結んでいる皆様へ～

第15号
令和5年3月発行
青森県農林水産部林政課

県が青い森農林振興公社から経営を引き継ぎ9年が経ちましたが、この間、契約者の皆様から様々なご質問が寄せられてきました。

今回、そうしたご質問の中から特に多かったものをピックアップし、その回答をご紹介します。

今回、ご紹介する質問以外でも確認したいことがございましたら、気兼ねなくご連絡ください。



契約に関するご質問

質問1 契約者となっている親族が亡くなり、資産を相続しました。どのような手続きが必要でしょうか。

回答 まずは法務局への相続登記の手続きを進めてもらい、登記完了後に相続を受けた方と県の間で名義変更のための変更契約を締結します。

契約書の作成は県が行いますが、契約書への押印と200円分の収入印紙をご負担願います。

質問2 契約地を第三者に譲渡(売買)したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

回答 譲渡(売買)を行う前に、譲渡人と譲受人の連名で県に譲渡申請書を提出してください。後日、譲渡承諾書を送付します。その後、譲受人と県の間で名義変更のための変更契約を締結します。

質問3 県民環境林の契約書を無くしてしまったのですが。

回答 県で保管している契約書の写しを送付しますが、事前に本人確認のための書類(免許証等の写し等)を提出してください。

なお、相続時や譲渡された際には、権利を承継された方に契約書の引き継ぎをお願いします。

契約満期に関するご質問



質問4 契約満期が近づいてきましたが、どういう流れになるのでしょうか。

回答 契約満期が近づいた森林については、県が森林の状況を確認した上で、契約者様に森林の処分(収益分収方式、立木分収方式、立木買取方式)又は契約延長のご提案を行い、その後、文書にて森林処分等の意向をご確認させていただきます。

なお、相続登記等が済んでいなければ分収金の支払い等の手続きができませんので、お済みでない場合には登記手続きを早めに進めてくださるようお願いいたします。

契約地の売買に関するご質問

質問5 契約地を売りたいが、県で買い取りしてもらえないでしょうか。だめであれば買い取りしてくれる方を紹介してくれませんか。

回答 県では契約地の買い取りや斡旋を行っておりませんので、地元の不動産業者や森林組合等に相談してみてください。



除地での伐採に関するご質問

質問6 除地部分(契約者が自力で植栽した箇所等の契約外部分)を伐採したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

回答 書類上の手続きは必要ありませんが、誤伐防止のため伐採前に契約者様立会いの下、境界確認を行います。



連絡先の変更に関するご質問

質問7 住所や電話番号を変更しましたが、手続きが必要でしょうか。

回答 分収金のお支払いの際など、ご契約者に連絡を取るための重要な情報ですので、変更が生じましたら速やかにご連絡ください。

《問合せ・連絡先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ

電話番号 017-734-9522 FAX番号 017-734-8145